

会第5号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

提 出 者

中	村	善	一	郎
三	浦	治	雄	
辻	村		克	
佐	野	高	典	
宇	賀		武	
中	沢	啓	子	
谷		康	彦	
西	川	勝	彦	
江	畑	弥	八	郎
沢	田	享	子	
森		茂	樹	
梅	村		正	
中	谷	哲	夫	

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(滋賀県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県政務調査費の交付に関する条例(平成13年滋賀県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項」を「第100条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に改める。

(滋賀県議会議員の報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県議会議員の報酬等に関する条例(昭和31年滋賀県条例第29号)の一部を次のように改正する。

題名中「報酬等」を「議員報酬等」に改める。

第1条、第2条の前の見出しおよび同条から第4条までの規定中「報酬」を

「議員報酬」に改める。

第5条第1項中「または委員会」を「、委員会もしくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する議案の審査もしくは議会の運営に関し協議もしくは調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）」に改め、同条第5項各号列記以外の部分および第1号中「または委員会」を「、委員会または協議等の場」に改め、同項第2号中「委員会」の右に「が開かれる日および協議等の場」を加える。

第6条および第7条第2項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

別表1中「報酬額」を「議員報酬額」に改める。

（平成20年度から平成22年度までにおける滋賀県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部改正）

第3条 平成20年度から平成22年度までにおける滋賀県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成19年滋賀県条例第75号）の一部を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第1条の見出し中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条中「報酬の」を「議員報酬の」に、「滋賀県議会議員の報酬等に関する条例」を「滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例」に、「報酬条例」を「議員報酬条例」に改める。

第2条中「報酬条例」を「議員報酬条例」に、「報酬の」を「議員報酬の」に改める。

（滋賀県特別職報酬等審議会設置条例の一部改正）

第4条 滋賀県特別職報酬等審議会設置条例（昭和39年滋賀県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「報酬の」を「議員報酬の」に、「報酬等」を「議員報酬等」に改め、同条第2項中「報酬等」を「議員報酬等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。